

第3回 虐待対応専門職チーム 経験交流会

報告書

日時： 2017年9月16日（土）12:30～17:00
場所： 弁護士会館2階 講堂「クレオ」
主催： 日本弁護士連合会・日本社会福祉士会

【目次】

- 1. プログラム p 2
- 2. 報告書 p 3
- 3. 参考資料 p 13

日本弁護士連合会・日本社会福祉士会

第3回「虐待対応専門職チーム」経験交流会 プログラム

時間 (分)	内容	
12:30~12:35	①開会挨拶	山崎 智美 氏 ((公社)日本社会福祉士会 副会長)
12:35~13:15 (40分)	②講演	「高齢者虐待対応の実態と虐待対応専門職チームへの期待」 鶴嶋 保明 氏 (厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐) 「障害者虐待対応の実態と虐待対応専門職チームへの期待」 片桐 公彦 氏 (厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 虐待防止専門官・障害福祉専門官)
13:15~13:30 (15分)	③共同報告	虐待対応専門職チーム設立後10年間の活動報告と課題 今井 昭二 氏 (日本社会福祉士会 ぱあとなあ運営協議会担当理事) 坂下 宗生 氏 (日弁連 高齢者・障害者権利支援センター副センター長)
	休憩 (10分)	
13:40~16:55 (195分) ※途中休憩 10分	④パネルディスカッション	①高齢者虐待にかかる専門職チームの活用と今後の方向性(95分) 【メンバー】 ○コーディネーター 今井 昭二 氏 (前掲) ○パネリスト i) 専門職チーム 弁護士 松村 龍彦 氏 (福岡県弁護士会) 社会福祉士 島 寛幸 氏 ((公社)佐賀県社会福祉士会) ii) ユーザー (行政) 南澤 保徳 氏 (長野県 山形村 保健福祉課) 栗柳 弘也 氏 (和歌山県 福祉保健部 長寿社会課) ○コメンテーター 鶴嶋 保明 氏 (前掲) ----- ②障害者虐待にかかる専門職チームの活用と今後の方向性(90分) 【メンバー】 ○コーディネーター 小山 操子 氏 (日弁連 高齢者・障害者権利支援センター第1部会長) ○パネリスト i) 専門職チーム 弁護士 山本 恭子 氏 (長野県弁護士会) 社会福祉士 澤 和清 氏 ((公社)滋賀県社会福祉士会) ii) ユーザー (行政) 黒田 暁子 氏 (大阪市 福祉局 生活福祉部 地域福祉課) 戸部 太貴 氏 (群馬県 健康福祉部 障害政策課) ○コメンテーター 片桐 公彦 氏 (前掲)
16:55~17:00	⑤閉会挨拶	青木佳史 氏 (日弁連 高齢者・障害者権利支援センター センター長)

第3回虐待対応専門職チーム経験交流会報告書

1 目的と概要

(1) 目的

虐待対応専門職チームの10年間の活動実績を振り返り、アドバイザー（助言者）としての立ち位置を確認するとともに、個別ケースへの助言を中心とした活動経験についての情報交換を通じ、各地域における活動の推進を図り、自治体の対応力向上に向けた一層の支援につなげる。

(2) 構成

別紙プログラム参照

(3) 対象

弁護士・社会福祉士（都道府県社会福祉士会の会員）

(4) 開催日程及び会場

2017年9月16日（土）12時30分～17時00分

弁護士会館講堂クレオ（〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3）

2 開催状況

(1) 参加状況

140人（弁護士73人、社会福祉士67人）

(2) 内容

① 開会挨拶

日本社会福祉士会副会長 山崎智美氏より、以下のとおり開会挨拶がなされた。
高齢者虐待防止法の施行時から、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会とで立ち上げ、10年が経過した。今回は5年ぶり、3回目の経験交流会を開催する。
この間、それぞれの地域においてスタンダードモデルを踏まえ、自治体とともに活動を重ねてきている。

本日のプログラムを通じて、これまでの専門職チームの活動の振り返りと今後の方向性、そして我々専門職が課題としていくべきことを考えていく機会とし、地域での活動に生かしていけることを願う。

②（講演）「高齢者虐待の現状と今後の施策の方向性について」

厚生労働省老健局高齢者支援課 鶴嶋保明課長補佐より、高齢者虐待防止法の概要、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の概要（平成27年度）、高齢者虐待調査結果を踏まえた地方公共団体の対応強化、高齢者権利擁護等推進事業などについての行政説明をいただいた。

また、死亡事例の事例分析を実施するとともに、11年ぶりの市町村・都道府県向けのマニュアル改訂に当たってはより良いものにしていくため、虐待対応専門職チームからも外部委員として協力依頼をしていることや、さらに、自治体で策定する介護保険事業計画において高齢者虐待を位置づけてもらえるよう、国の指針に市町村や都道府県の高齢者虐待防止のための体制整備の重要性を記載することを検討しているところであり、今後とも高齢者虐待の防止に向け、より一層の取組を進めていきたいと話された。

③ (講演)「障害者虐待対応の自体と虐待対応専門職チームへの期待」

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 片桐公彦虐待防止専門官・障害福祉専門官より、法施行までの経緯、障害者虐待防止法の概要、障害者虐待事例への対応状況、施設従事者等の虐待事案について、第5次障害福祉計画に係る基本指針における虐待防止に資する追加記載事項について説明いただいた。

2017年7月13日から施行された刑法の一部を改正する法律の概要説明のなかでは、これまで親告罪だったものを非親告罪とした点は、自分の気持ちや言葉を発することが難しい方々に関しては、周囲のサポートによって告発することができるという点で影響が大きいと思われること、この改正内容を踏まえ、国のマニュアルを改訂する予定があることを話された。

また、障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について、通報義務に沿って通報したにも関わらず、逆に訴えられるという事案などは、法の趣旨に反することであること、専門官自身の経験として、通報は大変勇気のいるものだが、市町村の窓口職員や専門職による介入、対応やサポートを経て、施設が良い状態になっていくことを体験されたことに触れ、早期通報及び外から人が入ることの重要性について語られた。

④ 共同報告「虐待対応専門職チームの振り返りとこれから」

日弁連高齢者・障害者権利支援センター 坂下宗生副センター長、日本社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ運営協議会 今井昭二理事より、「虐待対応専門職チームの振り返りとこれから」をテーマに報告を行った。

i 経験交流会の経緯

2006年に日本弁護士連合会と日本社会福祉士会が共同で、虐待対応専門職チーム設置の呼びかけを行った。この当時の虐待対応専門職チームのイメージとしては、養護者による高齢者虐待対応が中心であった。同年、高齢者虐待防止法が施行されている。

3年後である2009年に第1回経験交流会を開催し、両会共同でスタンダードモデルの提示をした。さらにその3年後の2012年に、第2回経験交流会を開催し、虐待対応専門職チームの対象範囲を養介護施設従事者等による高齢者虐待、障害者虐待への対応を提唱した。2012年は障害者虐待防止法が施行された。

そして、その5年後である2017年に第3回の経験交流会を迎えるに至った。

この10年の間に経験交流会以外にも日本社会福祉士会と日本弁護士連合会共催

で複数回にわたり、研修会を開催し、専門職チームとしての力量を高める努力をしてきた。

ii 本経験交流会の目的

これまでの実績を振り返りつつ、アドバイザーとしての立ち位置を改めて確認するという点、各地における虐待対応の活動経験についての情報交換を行うという点、各地における活動の推進を図り、市町村などにおける虐待対応力向上に向けた一層の支援につなげていくという点である。

虐待対応の活動経験についての情報交換については、パネルディスカッションで実施することとし、本共同報告では、助言者としての立ち位置について再確認し、その後のパネルディスカッションも踏まえ、市町村などにおける虐待対応力向上に向けた一層の支援を考える機会としたい。

iii 虐待対応専門職チームとは

虐待対応専門職チームの目的は、「帳票類あるいはマニュアル等の整備を通じて、市町村において持続的に適切に虐待対応できる仕組みの確立」「関係機関との連携を図るよう体制整備の促進」「そのようなアプローチを通じて、究極的には市町村における虐待対応力等を向上させる」の3つである。

虐待対応専門職チームは、法的な視点あるいはソーシャルワークの視点という両者の異なる視点を有機的に絡ませて助言していくという手法を用いて、市町村等が開催するコアメンバー会議やケース会議で力量を発揮する。

○虐待対応専門職チームの視点

広い視野で長い時間の中での本人の幸福追求とそれに必要な周囲との関係整理を行うという点が社会福祉士の主たる視点であり、事実認定と法的評価を行い、権利等を確保・実現するための法的な対応方法を考え提案していく点が弁護士の視点である。

「二つの異なる専門職の視点と専門性で、チームとして有機的にかかわり客観的に助言していく」これが専門職チームのエッセンスである。

○虐待対応専門職チームにおける社会福祉士の役割

事案を権利擁護の視点からとらえた助言、つまり、被虐待者や養護者等が主体的に生きるということがとても大事であり、自立や自己決定の尊重、エンパワーメントの観点からの助言を行う。

市町村の説明から事実を整理し、そして要因分析を通じて被虐待者、養護者、施設従事者等へのアプローチの仕方の適切性や妥当性の共有化と助言を行う。

事案におけるリスクや課題の再整備に向けた助言、終結、虐待解消に向けた家族関係の再構築への助言、市町村の虐待対応に向けた関係機関との連携、ネットワーク作りへの助言、そして市町村がその役割を理解し虐待対応力を身につけ、自分たち自身が虐待対応の体制整備に向けてしっかり取り組んでいただけるよう助言を行うなどが挙げられる。

○虐待対応専門職チームにおける弁護士の役割

虐待の事実認定、あるいは緊急性の判断、立入調査や措置等の実施要件の判断についての助言という役割が考えられる。その前提として、必要な情報あるいは

必要な証拠は何かという見極め、あるいは収集された情報や証拠をどのように評価していくのかという点の助言も期待されている。

成年後見申立ての可否、必要性の判断、さらには立入調査や分離措置等の支援を行う上での法制度上の課題、法制度上できるのかできないのかという見極め、さらには介入支援の法的根拠の提示等が求められる役割である。こうした助言を通じて行政が自信を持って対応していくことが可能になるという面がある。

また、個人情報保護条例等の解釈について弁護士としての知見を示すという形で役割を発揮することも期待される。

あるいは対応する上で訴訟リスクがどの程度あるのか、訴訟対応になったときに行政が負けないようにするためには、今この時点でどのような処置をすべきなのかといった視点からの助言も期待される場所である。

iv スタンダードモデルとは

異なる視点と異なる役割を持つ社会福祉士と弁護士で構成される虐待対応専門職チームのスタンダードモデルについて第1回経験交流会で提示している。

スタンダードモデルのポイントは以下の4点である。

1点目はチームとしての助言を行うというスタンスである。

虐待対応においては法的な枠組みがどうか、法的に可能かという視点、そして法的に可能である場合のアプローチが必要である。例えば、入所措置をする場合、入所措置をする要件が満たされているか、満たされている場合に具体的にどのような段取りで結び付けていくのかというアプローチの視点と、法的枠組みからの助言、具体的なアプローチに関する助言、そのアプローチの助言について法的にそれが許されるものかどうかの判断というように、両者の視点が絶えず有機的に絡み合うという特徴が見受けられる。

したがって、弁護士と社会福祉士がそれぞれ別個の場面で一方的な助言を行うということでは、虐待対応における助言としては非常に力不足なものにならざるを得ないということがいえる。

2点目としては、あくまで助言者、第三者として間接的な支援をするというスタンスである。例えば立入調査への同行や、本人あるいは養護者に直接説得を試みる等、行政のいわば補助者としてかかわるという支援のあり方も観念的には考えられる。しかし、虐待対応専門職チームの究極の目的は、行政の虐待対応力の向上であり、その目的に鑑みたときに、行政自身と一緒に直接的支援を行うということは有効な手段ではないという評価になる。また、助言の客観性、適切性という観点では、行政の都合だけに振り回されない、権利擁護といった客観的な視点から助言するという点がポイントであり、アドバイザーという立ち位置でかかわることが、虐待対応専門職チームのポイントといえる。

3点目は、個別のケース会議を通じた助言であるということである。虐待対応専門職チームの助言は、一般的、抽象的な講釈的な助言では有効なものとはならない。今、現場で目の前で起こっている具体的な案件について具体的な助言を行うことによって、初めて行政の虐待対応力が向上していくといえる。

4点目は、市町村などと虐待対応専門職チームに関する契約に基づく助言である

というスタンスである。虐待防止法の責任主体はあくまで市町村であり、その対応において市町村が経済的負担を負うということは、ある意味では当然の理屈といえる。また、専門職チームの活動の経済的基盤を整えるという面からも、市町村との契約を進めていくということが望ましい。

養護者による虐待における虐待対応専門職チームの活用イメージ図を作成した。

地域にはそれまでの独自の経緯、歩み、あるいは地域の特性等があり、スタンダードモデルとは異なる関わり方をしている弁護士や社会福祉士もいると思われ、そうした活動を否定するものではないが、先に説明したとおりスタンダードモデルが提唱されるに至った理由や趣旨を理解いただき、各地域において実践活動の中で生かされることが必要である。

v 虐待対応専門職チームの現状（2016年の日本社会福祉士会調査）

全国に38の虐待対応専門職チームが設置されており、設置を検討中の都道府県もあり、全国的に大きく広がっている状況がある。

高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法の施行時期の違いもあり、障害者虐待については、高齢者に比べると数が少なく、今後の課題である。

行政と虐待対応専門職チームとの検証の場については、実際に「ある」という回答が13、「ない」という回答が23という状況であり、まだ取組が弱い面があると思われる。

虐待対応専門職チーム内での共有の場については、定期的に「ある」という回答が28、「ない」という回答が8という状況であり、虐待対応専門職チームの質の向上の観点から一層積極的に取り組んでいくことが必要である。

vi 虐待対応専門職チームの成果と課題

虐待対応専門職チームの成果として、「市町村などに虐待認定の判断や行政権限の行使を自信を持って行うことができるようになった」「市町村などにおいて、支援が困難な事案について、客観的視点から再検討を行って適切な支援を実施できるようになった」「市町村などの担当職員の虐待対応力のスキルアップにつながった」「社会福祉士と弁護士とのネットワークの構築が積み重ねてこられた」等の声がきかれている。

一方、今後の活動推進に当たっての課題として、弁護士会、社会福祉士会ともに、登録メンバーの継続的な確保や、助言の質の向上、迅速かつ適切な虐待対応専門職チームの派遣コーディネート、虐待対応専門職チームについての一層の広報等が挙げられる。

vii 今後に向けて

本経験交流会において、各都道府県における虐待対応専門職チームの活動実績を、全国の弁護士、社会福祉士が一堂に集まって、助言者（アドバイザー）としての立場を改めて確認する。高齢者や障害者等の虐待対応に関し、地域社会や制度などが変化していく中で、スタンダードモデルを改めて確認し、そのあり方を全国規模で継続的に振り返る。各都道府県における活動状況や課題を共有し標準化していく点を確認するとともに、各地域における活動の推進を図り、自治体の対応力向上に向けた一層の支援につなげる。新たな社会的なニーズに向け、虐待対応専門職チーム

のあり方を、発展的な立場で検討していく。

⑤ パネルディスカッション

パネルディスカッションは、高齢者虐待と障害者虐待に分けて行った。

⑤-1 「高齢者虐待にかかる専門職チームの活用と今後の方向性」

コーディネーター	今井 昭二 氏（日本社会福祉士会 ぱあとなあ運営協議会担当理事）
パネリスト	
i) 専門職チーム	弁護士 松村 龍彦 氏（福岡県弁護士会） 社会福祉士 島 寛幸 氏（(公社)佐賀県社会福祉士会）
ii) ユーザー（行政）	南澤 保徳 氏（長野県 山形村 保健福祉課） 栗柳 弘也 氏（和歌山県 福祉保健部 高齢者生活支援室）
コメンテーター	鶴嶋 保明 氏（厚生労働省 老健局 高齢者支援課 課長補佐）

虐待対応専門職チームの発足から10年余の実践を踏まえ、虐待対応専門職チームの効果を改めて確認し、その意義について確信を持つとともに、虐待対応の責任主体である市町村に活用されるためには、どのような課題があるのかを検討する機会とし、事例も交えながらパネルディスカッションを進行した。

i 自治体の状況

自治体の状況として、市町村の習熟度等により、虐待対応専門職チームへの派遣依頼の内容や体制整備の状況等に大きな差がある現状がある。また、近年では行政の権限行使に対し、弁護人を立て圧力をかけたり、訴訟に発展したりする事案も増えている。

ii 虐待対応専門職チームの行っている取組

虐待対応専門職チームは、個別案件のケース会議での助言やその後の振り返りや意見交換に加え、研修会等での講師協力を通じ、市町村の虐待対応力の向上を意識した取組を行っている。虐待対応専門職チームのケース会議への早期派遣を求める声等に応えるための事務局体制を敷くという工夫や、派遣事案についての直接的な採証活動は行わない、後見開始等の申立事件の受任をしないという留意点を虐待対応専門職チーム内で共有しているという取組、虐待対応専門職チーム内において事例検討会や虐待対応運営委員会等を開催し、勉強会、研修等を通じた虐待対応専門職チームの質の向上に向けた取組など各地域の状況に合わせた活動の報告がされた。

iii 虐待対応専門職チームの助言を得るメリット

今なお、市町村や地域包括支援センターの社会福祉士や行政の顧問弁護士を活用すればよいのではないかという意見が自治体の管理職等から聞かれることもあるが、現場で対応に当たる担当者が一人で抱え込んでしまったり、対応に追われている中で全体像が見えなくなってしまうことがあったり、小規模な自治体では、虐待対応に当たる自治体職員と住民の距離が非常に近いことによる対応のしづらさがあったりする際に、第三者的な立場での専門的な助言を受けることの意義が大きいとの評価を得た。また、複雑かつ重層な家庭環境、問題構造を抱えており、市町村の担当者の中だけでは膠着状態になっていた事案について、専門的見地からの助言により

論点整理がなされ、次のアプローチを明確にできた例、施設従事者等による虐待事案では、都道府県と市町村の連携を含めた助言がなされた例、行政が毅然とした対応をとるためには、行政として筋を通した対応をすることが必要であり、専門的かつ具体的に踏み込んだ助言が得られることの有用性が語られた。

iv 顔が見える関係づくりの働きかけ

また、虐待対応専門職チームと契約している自治体においても、自治体の対応力や虐待対応専門職チームの活用状況に差がある中、虐待対応専門職チームに対する支援要請がない自治体において、市町村においてなすべき対応が懈怠されていないか、対応すべき事案が隠ぺいされてはいないかという問題意識のもと、顔が見える関係づくりなども含め、働きかけが必要との意見が挙げられた。

v 厚生労働省鶴嶋補佐が語った虐待対応専門職チームへの期待

厚生労働省鶴嶋補佐からは、現場の市町村職員等から、虐待事案への対応について国に相談があるが、やはり現場において「このケースでどうなのか」という判断をするときに、虐待対応専門職チームの力が不可欠なのではないかとの評価をいただいた。また、自治体では人事異動等により、担当者の経験が浅かったり、市に蓄積がないような初めてのケースで戸惑ったり、特に立入検査などでは訴訟リスクが発生するので、苦慮する場面も多くあると思われ、虐待対応専門職チームの存在が非常に心強いものであり、高齢者権利擁護等推進事業での権利擁護相談窓口や、ネットワーク構築支援の中で虐待対応専門職チームのお力を借りることも効果的であろうということを、全国課長会議等でも紹介しており、引き続き高齢者の虐待防止・権利擁護推進のために協力をいただきたいとの期待が寄せられた。

vi 自治体パネリストからの期待の声

最後に、自治体パネリストより、自治体単位では蓄積にも限界があり、他の事例などの蓄積も踏まえ、虐待対応専門職チームから市町村等へのフィードバックや、バックアップを求めたい、都道府県でも市町村に対し虐待対応専門職チームの活用を促していくので、対応に困っている市町村に対する迅速な対応と適切な助言を引き続き活用したい等の期待が寄せられた。

そして、虐待対応専門職チームのパネリストからは、弁護士と社会福祉士のタッグでやっていくことの効果を再認識しつつ、一層の研鑽を積み、本活動を推し進めていくことが確認された。

⑤-2 障害者虐待にかかる専門職チームの活用と今後の方向性について

コーディネーター	小山 操子 氏 (日弁連 高齢者・障害者権利支援センター第1部会長)
パネリスト	
i) 専門職チーム	弁護士 山本 恭子 氏 (長野県弁護士会) 社会福祉士 澤 和清 氏 ((公社)滋賀県社会福祉士会)
ii) ユーザー (行政)	黒田 暁子 氏 (大阪市 福祉局 生活福祉部 地域福祉課) 戸部 太貴 氏 (群馬県 健康福祉部 障害政策課)
コメンテーター	片桐 公彦 氏 ((厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 虐待防止専門官・障害福祉専門官)

のチームへ期待されるものについて明確にするとともに、活動がそれに応えられているか、応えていくための取組について議論するとともに、虐待対応にかかる法律制度や仕組みについて求められる点について議論を進めることを目的として、パネルディスカッションを行った。

i 虐待対応専門職チームの行っている取組

高齢者虐待同様、虐待対応専門職チームの運営について、当該事案に応じた派遣メンバーの選定の配慮や、定期的な運営会議の開催、研修、事例研究、登録メンバーの要件設定等による質の担保にかかる取組等が報告された。また、県と社会福祉士会と弁護士会の三者での会議を持ち、県の虐待件数の状況や虐待対応専門職チームを派遣した事案への振り返りや課題への意見交換の機会を設けていることもあわせて報告された。

ii 派遣依頼の状況

虐待対応専門職チームへの派遣依頼としては、事実確認前と事実確認後、虐待の判断、緊急性の有無や行政による権限行使（やむを得ない措置などによる分離等）などの判断場面、養護者への対応や支援への助言などとともに、訴訟等に堪えられる対応かというものも増えている。

障害者施設における虐待が疑われたケースで、本人からの聞き取りが困難なケース、養護者である夫からのDVと児童虐待が複合している事案等、具体的な例を含めて報告がなされ、法律的な解釈に加え、その後の支援の問題等を検討するため、弁護士の法律的な視点と社会福祉士のエコロジカル、エンパワメントの視点とを組み合わせることの重要性が語られた。

iii 虐待対応専門職チームの助言を得るメリット

虐待対応専門職チームの助言が、担当者が本当に悩んでしまっていたところに対して光を当ててくれたとの自治体のコメントや、虐待対応専門職チーム側でも過去に派遣依頼を受けた自治体から別事案で再度派遣された際に、自治体の対応力が上がっていることを感じたとの報告もなされた。

iv 課題

行政職員の定期的な異動による知識やノウハウが受け継がれづらい現状を踏まえ、虐待対応専門職チームとして、ケース会議派遣に加え、チームとしてのこれまでの蓄積を踏まえ研修等への関与を通じ、情報を共有しながら協力していくことも課題である。

また、自治体の中で虐待がないわけではなく、財政面での課題を含め、虐待対応専門職チーム派遣に至っていないケースもあると思われ、虐待対応専門職チームの有用性を行政に対し周知していく必要性が確認された。地域によっては、高齢者主管課と障害福祉課のやりとりの中で虐待対応専門職チームについて案内がなされたことや、県に市町村から相談が入った事案について、県が虐待対応専門職チームの活用を促し調整されたということもあるが、虐待対応専門職チームとして、折に触れてPRしていくことが必要であるとの認識が確認された。

v 厚生労働省片桐専門官のお話

厚生労働省片桐専門官は、通報0件という市町村は、養護者虐待では、人口5万

人未満で 72.8%、5 万人から 10 万人で 28.2%、30 万人未満で約 8%、そして 30 万人以上では 0%、施設従事者等虐待では、5 万人以下で 85%と小規模な自治体ほど通報が少ないこと、通報件数のうち虐待認定される割合は例年、養護者で 40%程度、施設従事者で 20%程度であるとの国の調査結果から、通報がない自治体が大半であり、都道府県で行う研修について、市町村に参加を促しても、事案が発生したことがないので参加しない、しかしある日突然事案が発生し、対応したことがないから分からないということが起こり得る現状に触れた。虐待の苦しみの主体は当然障害のある本人であるが、蓄積がない、虐待認定のための現場に踏み込む、訴訟リスクを抱えて対応する自治体自体も苦しみを抱えているものとして、虐待対応専門職チームには、自治体をエンパワメントするサポーターとして、寄り添いの気持ちをもってきめ細かいサポートをいただいていると感じるとのコメントをいただいた。

また、片桐専門官からは、市町村や県が苦情で受け付けて処理している案件があると思われることから底上げの必要性や、相談支援専門員について、権利擁護の視点、通報義務について意識づけをするなど、声を上げられない本人に代わり周りから声を上げられるような働きかけ、施設側は、虐待認定は、障害者の権利が守られ、よりよい支援を継続的にしていけるきっかけになるとの認識をもって調査に協力する環境にしていけるとよいとの問題意識が語られた。また、国では法施行後 3 年を目途に見直すこととされている法について、有識者による検討会等を通じ検討を加えていくという話が出ており、問題の抽出、法改正がよいのか、例えば定義の部分や通知や事務連絡で、自治体が認定しやすくなるかなど含め検討をしていく見通しであり、ご意見をいただきたいとも話された。

vi 法制度や仕組みへの問題意識

最後に、虐待対応にかかる法制度や仕組みについての問題意識として、養護者の定義、分離の必要性が高い中で本人からの拒否があると手詰まりになってしまう現状を打開する方法、経済的虐待の事実確認に伴う金融機関への調査の必要性についてなど、より明確に整理されることで、行政対応がスムーズになる部分があると感じられるとの指摘、行政的な努力も必要だが、障害者福祉の社会的資源が限られ、やむを得ない措置などの難しさがあるといった指摘がなされた。

⑥ 閉会の挨拶

日弁連高齢者・障害者権利支援センターセンター長 青木佳史弁護士より、以下のとおり閉会挨拶がなされた。

平成 18 年に虐待対応専門職チームを起ち上げた当初、直接に事件を解決するというのではなく、行政の動きを支援するための助言者になるということは、それぞれの専門職にとって新しい取組であり、ジレンマに立ちながら助言を始めたことは、今でも思い起こされる。

最初はいまうまくいかなかったことも 10 年間で前進し、本日の報告の中でも、助言者としてのスタンスで、スキームや帳票も使いながら、行政が虐待対応専門職チームの助言がなくてもしっかりと対応に当たれるように、という方向を見つめて本活動が進んできているということが確認でき、明日からの活動に役に立つヒントが

たくさんあったと思われる。

一方でまだまだ課題もあり、38のチームの状況がさまざまであると思われること、設置がなされていない残りの地域についての課題、さらに、報告でも多く挙げられた通報者保護の問題や裁判が増えている中、そうしたことにしっかりと対応していくということも我々の課題として確認できた。

本日の経験を持ち帰り、それぞれの現場での実践及び制度の改善にも向けて取り組んでいくようお願いしたい。

以上

第一章	総則(第一条—第五条)
第二章	養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)
第三章	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十—第二十五条)
第四章	雑則(第二十六条—第二十八条)
第五章	罰則(第二十九条—第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとつて高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

- 第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同法第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- 二 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八十条第一項に規定する居宅サービス事業、同法第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同法第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八十条の二第二項に規定する介護予防サービス事業、同法第十三項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同法第十六項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号)に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五十条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六十条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七十条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八十条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出した者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九十条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると思われる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をすものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるとき、老人福祉法第五十五条の四十六第三項の規定により設置する地域包括支

援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体上の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体上の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第二号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認めるときは、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第二項に規定する老人介護支援センター、介護保険法百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待について迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第二項に規定する老人介護支援センター、介護保険法百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待について迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出した者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設定者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設定者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十三條第二項の指定都市及び同法第二百五十二條第二項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出した者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十一条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と取引(以下「財産上の不当取引」という。))による高齢者の被害について、相談に

応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、[老人福祉法第三十二条](#)の規定により審判の請求をすものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
- (検討)
- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を動案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第五十一条、第二百二十四条並びに第三十一条から第三十三条までの規定 公布の日
- 二 第二十二条及び附則第五十二条第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百零一条まで、第一百零九条、第一百十四條、第一百七七條、第二百二十條、第二百二十三條、第二百二十六條、第二百二十八條及び第三百三十條の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第三十一條まで、第八十條、第八十二条、第八十八條、第九十二条、第一百一条、第一百四條、第一百七七條、第一百八條、第一百十五條、第一百十六條、第一百十八條、第一百二十一條並びに第二百二十九條の規定 平成二十年十月一日

六 第五条、第九条、第十四條、第二十條及び第二十六條並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條、第一百一條、第一百十一條の二及び第三百三十條の二の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第二項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七條(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五五法律八三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九條、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第二項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三條、第五十四條第三項、第五十四條の二、第五十四條の三第二項、第五十八條第一項、第六十八條第五項、第六十九條の三十四、第六十九條の三十八第二項、第六十九條の三十九第二項、第七十八條の二、第七十八條の十四第一項、第七十五條の十二、第七十五條の二十二第二項及び第七十五條の四十五の改正規定、同法第七十五條の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第七十五條の四十六及び第七十五條の四十七の改正規定、同法第六章中同法第七十五條の四十八を同法第七十五條の四十九とし、同法第七十五條の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第七十七條、第七十八條、第七十九條の二、第八十二條第三項及び第八十二條第四項第三項の改正規定、同法第八十二條の次に二条を加える改正規定、同法第八十八條第一項、第九十一條、第九十二條、第九十三條及び第九十三條及び第九十三條並びに第九十三條並びに第九十六條の改正規定、同法第九十一條第一章の章名の改正規定、同法

第七十九條から第八十二條までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二條第一項、第二百三條及び第二百五條並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九條及び第十條の規定、第十二條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三條及び第十四條の規定、第十五條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九條の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定を除く。)、第十九條の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八條第二項及び第四項、第九條から第十二條まで、第十三條(ただし書を除く。)、第十四條から第十七條まで、第二十八條、第三十條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十九條まで、第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の規定、附則第五十條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一條の規定、附則第五十二條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四條、第五十七條及び第五十八條の規定、附則第五十九條中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。))並びに附則第六十五條、第六十六條及び第七十條の規定 平成二十七年四月一日

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五條中国民健康保険法第五十五條第一項の改正規定、同法第六十六條の二第二項第六号の改正規定(「同法第八條第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。))及び同法附則第五條の二第一項の改正規定、第十六條中老人福祉法第五條の二第三項の改正規定(「住宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第十條の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十條の二の改正規定(「住宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。))及び同法第二十條の八第四項の改正規定(「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八條中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第五号の改正規定(「同法第八條第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。))並びに同法附則第二条及び第十三條の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第二条第二項第四号の改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二條中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。))並びに附則第六十條の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

最終改正：平成二八年六月三日法律第六十五号

(最終改正までの未施行法令)

平成二八年六月三日法律第六十五号 (未施行)

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等(第七条—第十四条)
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等(第十五条—第二十条)
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等(第二十一条—第二十八条)
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等(第二十九条—第三十一条)
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター(第三十二条—第三十九条)

第七章 雑則(第四十条—第四十四条)

第八章 罰則(第四十五条—第四十六条)

附則

19 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にあって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「障害者」とは、[障害者基本法](#)(昭和四十五年法律第八十四号)[第二条第一号](#)に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律](#)(平成十七年法律第二十三号)[第五条第十一項](#)に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)若しくは[独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法](#)(平成十四年法律

第六十七号)[第十一条第一号](#)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「[のぞみの園](#)」という。)(以下「[障害者福祉施設](#)」という。)(又は[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律](#)[第五条第一項](#)に規定する障害福祉サービス事業、[回条第十六項](#)に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、[回条第二十四項](#)に規定する移動支援事業、[回条第二十五項](#)に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは[回条第二十六項](#)に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業(以下「[障害福祉サービス事業等](#)」いう。))に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主(当該障害者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)[第二条第二号](#)に規定する派遣労働者)をいう。以下同じ。))である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣(回条第一号)に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。))の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。))又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
- イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に着しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

- 第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な保護並びに適切な支援を行うため、関係省庁相互間その他の関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

- 第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出した者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者からの障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号) 第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法 第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法 第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法 第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法 第三十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体上の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体上の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはそのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第三十二条第二項に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護者の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉

施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しななければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待に係る通報等）

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用

者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三條の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者への適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、**労働基準法**（昭和二十二年法律第四十九号）、**障害者の雇用の促進等に関する法律**（昭和三十五年法律第二十三号）、**個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律**（平成十三年法律第百二十号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七条 **船員法**（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「**労働基準法**（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「**船員法**（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（**学校教育法**（昭和二十二年法律第二十六号）**第一条**に規定する学校、**回法第二百五十二条**に規定する専修学校又は**回法第三十四条第一項**に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（**児童福祉法**（昭和二十二年法律第百六十四号）**第三十九条第一項**に規定する保育所若しくは**回法第五十九条第二項**に規定する施設のうち**回法第三十九条第一項**に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律**（平成十八年法律第七十七号）**第二条第六項**に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（**医療法**（昭和二十三年法律第二百五号）**第一条第五項**に規定する病院又は**回法第二項**に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第七條第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第二十二條第二項若しくは第二十二條第一項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又

は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、**社会福祉法**に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員若しくはこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出した者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援の必要性に関する事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)]による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の三**又は**知的障害者福祉法第二十八条**の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二四年八月二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(別紙)

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の観点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進することが重要である。

本事業は、各都道府県が行う介護施設・サービス事業所及び市町村への支援、並びに地域住民への普及啓発等の高齢者虐待防止等に関する取組を国が支援することにより、市町村等の高齢者虐待防止等の体制整備を進め、高齢者の権利擁護を推進することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(1)イ(ア)の看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認められた組織に委託することができるものとする。

3 事業内容

(1) 介護施設・サービス事業所への支援

ア 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

身体拘束ゼロに関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図ること、市町村が実施する身体拘束の相談窓口の設置に対する支援を行うこと等のため、介護保険施設関係者、居宅サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する。

イ 介護施設・サービス事業者の権利擁護推進事業

(ア) 権利擁護推進員養成研修

介護施設等(介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。)の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組(従事者のストレス対策、介護相談員等の外部の目的積極的な活用等)及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組

を指導する人材を養成する。

なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。

(イ) 看護職員研修

介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するための実践的、専門的手法を修得し、地域における高齢者の権利擁護のために必要な援助等を地域において実践できる人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙2を参考に実施するものとする。

a 看護指導者養成研修

各都道府県において、介護施設等における看護の指導的立場にある者を対象に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を修得させる研修を実施することにより、受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、又は講師等となり、さらに地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できる人材を養成する。

b 看護実務者研修

介護施設等の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員を対象に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

(2) 市町村への支援

ア 権利擁護相談支援事業

本事業は、各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、管内の権利擁護の取組を推進することを目的とし、下記の事業を実施する。

(ア) 権利擁護相談窓口の設置

各都道府県は、管内の権利擁護に関係する関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置する。なお、事業の実施にあたっては、常設型に限らず随時派遣するなど、相談件数に応じた効率的、効果的な運用に努めるよう留意するものとする。

権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。

- ・ 虐待対応等困難事例への対応における支援、虐待防止ネットワークの構築など
- ・ 高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援
- ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家族に対する専門的な相談

- ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務など。
 - (イ) 市町村職員等の対応力強化研修

都道府県内で虐待対応業務に従事する市町村、地域包括支援センターの職員等を対象とした研修を実施し、高齢者虐待防止法の理解を深めるとともに、困難事例への対応策や管内市町村等の効果的な取組事例の紹介、規模等に応じた市町村担当者間の意見交換（実施している工夫、課題等）の場の設置等により、横展開を促すことで、対応力の強化を図る。

なお、従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」は、引き続き、本研修において実施するものとする。
 - (ウ) ネットワーク構築等支援

広域調整、専門的支援の観点から、市町村の高齢者虐待防止に関する体制整備を進めるため、以下のような事業を実施する。

 - ・ 高齢者虐待防止に関するネットワーク等が未整備の市町村に対し、アドバイザー等を派遣し、ネットワーク構築に向けた助言、支援等
 - ・ 措置に伴う居室確保等にかかる広域調整
 - ・ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業
- (3) 地域住民への普及啓発
- (ア) シンポジウム等の開催

高齢者虐待防止法や成年後見制度等の普及促進、家族等の養護者支援のための介護保険の適切な利用の推進などを目的としたシンポジウム等を開催する。
 - (イ) 制度等に関するリーフレット等の作成

高齢者虐待防止法の理解、通報・窓口の周知徹底、家族等の養護者支援のための介護保険の適切な利用などを推進するため、リーフレット等を作成する。

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱 新旧対照表

改	正	後	現	行
<p>(別紙)</p> <p>1 目的</p> <p>介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進することが重要である。</p> <p>本事業は、各都道府県が行う介護施設・サービス事業所及び市町村への支援、並びに地域住民への普及啓発等の高齢者虐待防止等に関する取組を国が支援することにより、市町村等の高齢者虐待防止等の体制整備を進め、高齢者の権利擁護を推進することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。</p> <p>この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。</p> <p>また、3(1)イ(ア)^aの看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職</p>	<p>高齢者権利擁護等推進事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見など的高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。</p> <p>本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県による地域の実情に応じた専門的な相談体制等の整備、虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設の確保など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。</p> <p>2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。</p> <p>この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。</p> <p>また、3(2)イ(ア)の看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の</p>	<p>(別紙)</p> <p>高齢者権利擁護等推進事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見など的高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。</p> <p>本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県による地域の実情に応じた専門的な相談体制等の整備、虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設の確保など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。</p> <p>2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。</p> <p>この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。</p> <p>また、3(2)イ(ア)の看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の</p>	<p>(別紙)</p> <p>高齢者権利擁護等推進事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見など的高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。</p> <p>本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県による地域の実情に応じた専門的な相談体制等の整備、虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設の確保など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。</p> <p>2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。</p> <p>この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。</p> <p>また、3(2)イ(ア)の看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の</p>	

改	現	後	行
<p>の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認められた組織に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 <u>(1) 介護施設・サービス事業所への支援</u> <u>ア 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催</u> (略)</p> <p><u>イ 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業</u> <u>(ア) 権利擁護推進員養成研修</u> 介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。）の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組（従事者のストレス対策、介護相談員等の外部の目的の積極的な活用等）及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。</p> <p>なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。</p> <p>(イ) 看護職員研修 (略)</p> <p>a 看護指導者養成研修</p>	<p>教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認められた全国組織に委託して実施するものとする。</p> <p>3 事業内容 <u>(新設)</u> <u>(1) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催</u> (略)</p> <p><u>(2) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業</u> <u>ア 権利擁護推進員養成研修</u> 介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。）の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。</p> <p>なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。</p> <p>イ 看護職員研修 (略)</p> <p><u>(ア) 看護指導者養成研修</u></p>		

改 正	現 行
<p>(略)</p> <p>b 看護実務者研修</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>市町村への支援</u></p> <p>ア 権利擁護相談支援事業</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 権利擁護相談窓口の設置</p> <p>各道府県は、管内の権利擁護に関する関係団体等との密接な連携の下、 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職員を配置した権利擁護 相談窓口を設置する。<u>なお、事業の実施にあたっては、常設型に限らず随時 派遣するなど、相談件数に応じた効率的、効果的な運用に努めるよう留意する ものとす。</u></p> <p>権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>虐待対応等困難事例への対応における支援、虐待防止ネットワークの 構築など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括 支援センターへの助言及び支援</u> ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人や その家族に対する専門的な相談 <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務 など。 	<p>(略)</p> <p>(イ) 看護実務者研修</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 権利擁護相談支援事業</p> <p>(略)</p> <p>ア 権利擁護相談窓口の設置</p> <p>各道府県は、管内の権利擁護に関する関係団体等との密接な連携の下、 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職員による専門相談員を配置した権利擁 護相談窓口を設置する。</p> <p>権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人や その家族に対する専門的な相談 ・ <u>虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における 支援など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括 支援センターへの助言及び支援</u> ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務 など

改 正 後	現 行
<p>(イ) <u>市町村職員等の対応力強化研修</u> 都道府県内で虐待対応業務に従事する市町村、地域包括支援センターの職員等を対象とした研修を実施し、高齢者虐待防止法の理解を深めるとともに、困難事例への対応策や管内市町村等の効果的な取組事例の紹介、規模等に応じた市町村担当者間の意見交換（実施している工夫、課題等）の場の設置等により、横展開を促すことで、対応力の強化を図る。</p> <p>なお、従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」は、引き続き、本研修において実施するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(ウ) <u>ネットワーク構築等支援</u> 広域調整、専門的支援の観点から、市町村の高齢者虐待防止に関する体制整備を進めるため、以下のような事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者虐待防止に関するネットワーク等が未整備の市町村に対し、アドバイザー等を派遣し、ネットワーク構築に向けた助言、支援等</u> ・ <u>措置に伴う居室確保等にかかる広域調整</u> ・ <u>その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業</u> 	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>地域住民への普及啓発</u> (ア) <u>シンポジウム等の開催</u> 高齢者虐待防止法や成年後見制度等の普及促進、家族等の養護者支援のための介護保険の適切な利用の推進などを目的としたシンポジウム等を開催する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p>(イ) 制度等に関するリーフレット等の作成 高齢者虐待防止法の理解、通報・窓口の周知徹底、家族等の養護者支援のための介護保険の適切な利用などを推進するため、リーフレット等を作成する。</p>	<p>(新設)</p> <p>イ 権利擁護に関する普及啓発 都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告（検討）会等を開催する。 なお、従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」は、引き続き、本事業において実施するものとする。</p> <p>ウ その他権利擁護推進のために実施主体が必要と認める事業</p>
<p>(削る)</p>	<p>(4) 権利擁護強化事業 本事業は、市町村における高齢者虐待の防止等に関する取組の支援を目的として、単独の市町村では対応が困難な広域的な課題や専門的な知識を要する事案等に適切に対応できる職員を配置することにより、都道府県の体制強化等を図るものであり、具体的には下記の事業を実施する。</p> <p>ア 被虐待高齢者を保護するための措置を行う居室の広域的確保のための調整</p> <p>イ 病院など関係機関等との連携による広域的調整</p> <p>ウ 市町村における困難事例に対する具体的な助言や支援</p> <p>エ 市町村における虐待対応事例の収集、蓄積及び内容の分析</p> <p>オ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な支援に資す</p>
<p>(削る)</p>	
<p>(削る)</p>	

改 正 後	現 行
<p>(削る)</p>	<p>る取組として実施主体が必要と認める事業</p> <p>(5) 高齢者虐待防止シミュレーター確保事業</p> <p>高齢者が養護者や介護施設従事者等から虐待を受け、市町村長が保護・分離の措置等を講ずる際に、当該措置がなされるまでの間、都道府県が広域的な観点から、民間宿泊施設や介護保険施設等の借り上げを行うなど、緊急一時的に高齢者を避難させるための場所を確保するための事業を実施する。</p>

(別紙 1)

(別紙 1)

改 正 後	現 行
<p>権利擁護推進員養成研修事業の実施について</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(別記)</p>	<p>権利擁護推進員養成研修事業の実施について</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(別記)</p>

改 正		後		現		行	
1 ～ 2 (略)		1 ～ 2 (略)		1 ～ 2 (略)		権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例	
3 標準的な研修カリキュラム		3 標準的な研修カリキュラム		3 標準的な研修カリキュラム		権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例	
1 日目	講義 目的) 介護に関する最新の考え方を知り、高齢者の権利擁護のための課題解決の考え方を修得する。 講義内容例) ○ 高齢者虐待防止法について ○ 高齢者の権利擁護について ○ 高齢者虐待防止法の対応状況調査結果等を踏まえた未然防止、早期発見に向けた対策について(施設内での適切な研修の実施、職員のストレス対策、介護相談員等の外部の目の積極的な活用) ○ 高齢者介護と身体拘束廃止について ○ 身体拘束廃止のための課題解決の考え方	1 日目	講義 目的) 介護に関する最新の考え方を知り、高齢者の権利擁護のための課題解決の考え方を修得する。 講義内容例) ○ 高齢者虐待防止法について ○ 高齢者の権利擁護について ○ (新設) ○ 高齢者介護と身体拘束廃止について ○ 身体拘束廃止のための課題解決の考え方	1 日目	講義 目的) 介護に関する最新の考え方を知り、高齢者の権利擁護のための課題解決の考え方を修得する。 講義内容例) ○ 高齢者虐待防止法について ○ 高齢者の権利擁護について ○ (新設) ○ 高齢者介護と身体拘束廃止について ○ 身体拘束廃止のための課題解決の考え方	4 時間	4 時間
2 日目	(略)	2 日目	(略)	2 日目	(略)	(略)	(略)
3 日目	(略)	3 日目	(略)	3 日目	(略)	(略)	(略)
自施設実習		自施設実習		自施設実習			
4 日目	(略)	4 日目	(略)	4 日目	(略)	(略)	(略)

改	正	後	現	行
4 標準的な修了証書様式 (略)			4 標準的な修了証書様式 (略)	
			(別紙2)	(別紙2)

改 正 後	現 行
<p>看護職員研修事業の実施について</p> <p>1 看護指導者養成研修 (1)～(2) (略) (3) 研修受託機関 都道府県は看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有する組織に本研修の実施を委託することができる。</p> <p>(4) 受講手続等 受講の手続等については、<u>実施主体等の研修要項</u>に基づき行う。</p> <p>(5) 修了証書の交付等 ア <u>実施主体等の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。</u> イ <u>実施主体の長及び研修受託機関の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。</u> (6) (略)</p> <p>2 看護実務者研修 (1)～(5) (略)</p>	<p>看護職員研修事業の実施について</p> <p>1 看護指導者養成研修 (1)～(2) (略) (3) 研修受託機関 看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有する<u>全国組織であって、各都道府県が本研修の実施を委託した機関</u>（以下「<u>研修受託機関</u>」<u>という。</u>）。</p> <p>(4) 受講手続等 受講の手続等については、<u>研修受託機関の研修要項</u>に基づき行う。</p> <p>(5) 修了証書の交付等 ア <u>研修受託機関の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。</u> イ <u>実施主体の長及び研修受託機関の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。</u> (6) (略)</p> <p>2 看護実務者研修 (1)～(5) (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(別記)</p> <p>看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>4 標準的な修了書様式 (略)</p>	<p>(別記)</p> <p>看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>4 標準的な修了書様式 (略)</p>

地域生活支援事業実施要綱

障害第0801002号	
平成18年8月1日	
改正	平成19年6月18日
改正	平成20年3月28日
改正	平成21年3月31日
改正	平成22年3月25日
改正	平成23年3月30日
改正	平成24年4月5日
改正	平成25年5月15日
改正	平成26年3月31日
改正	平成26年6月10日
改正	平成27年4月10日
改正	平成28年3月30日
改正	平成28年11月14日
改正	平成29年3月27日

都道府県知事 殿
 指定都市市長 殿
 中核市市長 殿

1 目的
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にかかわりない日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体
 (1) 市町村地域生活支援事業
 市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。
 ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。
 また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することもできるものとする。

(2) 都道府県地域生活支援事業
 都道府県を実施主体とする。
 ただし、発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援地域協議会による体制整備事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。
 なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することもできるものとする。
 また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することもできるものとする。

3 事業内容
 (1) 市町村地域生活支援事業
 障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するため研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。
 また、新たに、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援促進事業について、別紙2のとおり「地域生活支援促進事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。
 ついては、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。
 なお、本通知の施行に伴い、別紙3に記載する通知を廃止する。

地域生活支援事業等の実施について

厚生労働省社会・援護局
 障害保健福祉部長
 （公印省略）

下「任意事業」という。)及び社会福祉法人、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、特定非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。)が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

[必須事業]

- ア 理解促進研修・啓発事業 (別記 1)
- イ 自発的活動支援事業 (別記 2)
- ウ 相談支援事業 (別記 3)
- エ 成年後見制度利用支援事業 (別記 4)
- オ 成年後見制度利用支援事業 (別記 5)
- カ 意思疎通支援事業 (別記 6)
- キ 日常生活用具給付等事業 (別記 7)
- ク 手話奉仕員養成研修事業 (別記 8)
- ケ 移動支援事業 (別記 9)
- コ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 10)
- ク 任意事業 (別記 11)

[任意事業]

- (2) 都道府県地域生活支援事業
 - 専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他の都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

[必須事業]

- ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 12)
- イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (別記 13)
- ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (別記 14)
- エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 (別記 15)
- オ 広域的な支援事業 (別記 16)
- [サービス・相談支援者、指導者育成事業] (別記 17)
- [任意事業] (別記 18)

- (3) 特別支援事業

(1)及び(2)に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 19)

- 4 利用者負担
実施主体の判断によるものとする。

- 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

- (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならない。
- (4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。
 - ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
 - イ 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 都道府県又は市町村が独自に金銭給付(これに準ずるものを含む。)を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

地域生活支援促進事業実施要綱

- 1 目的
 障害者等が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 2 実施主体
 (1) 市町村(指定都市、中核市、特別区を含む。)を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。
 ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。
 また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援促進事業の一部を実施することができるものとする。
- (2) 都道府県地域生活支援促進事業
 都道府県を実施主体とする。
 ただし、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業及び医療的ケア児等コーディネーター等養成研修等事業は指定都市を含み、アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業、薬物依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業及びギャング等依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業は指定都市及び中核市を含む。
 なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。
 また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。
- 3 事業内容
 (1) 市町村地域生活支援促進事業
 以下に掲げる事業を行うことができる。
 ア 発達障害児若くは地域生活支援モデル事業 (別記1)
 イ 障害者虐待防止対策支援事業 (別記2)
 ウ 成年後見制度普及啓発事業 (別記3)
- (2) 都道府県地域生活支援促進事業
 以下に掲げる事業及び社会福祉法人等が行う事業(力の障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業及びセ、ソ、タに限る)に対し補助する事業を行うことができる。
 ア 発達障害児若くは地域生活支援モデル事業 (別記4)
 イ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (別記5)

- ウ 発達障害者支援体制整備事業 (別記6)
 エ 障害者虐待防止対策支援事業 (別記7)
 オ 障害者就業・生活支援センター事業 (別記8)
 カ 工賃向上計画支援事業 (別記9)
 キ 就労移行等連携調整事業 (別記10)
 ク 障害者芸術・文化祭開催事業 (別記11)
 ケ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 (別記12)
 コ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 (別記13)
 サ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修) (別記14、14-2)
 シ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 (別記15)
 ス 成年後見制度普及啓発事業 (別記16)
 セ アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業 (別記17)
 ソ 薬物依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業 (別記18)
 タ ギャング等依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業 (別記19)
 チ 「心のバリアフリー」推進事業 (別記20)

(3) 特別促進事業

(1) 及び(2)に定める事業以外の事業であって、あらかじめ厚生労働省へ協議した上で、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村が実施する事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記21)

- 4 利用者負担
 実施主体の判断によるものとする。
- 5 国の補助
 国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。
- 6 留意事項
 (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援促進事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれ市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けるよう努めること。
 (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
 (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
 (4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。
 ア 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 イ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付(これに準ずるものを含む。)を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

(別記2)

障害者虐待防止対策支援事業

- 1 目的
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。
- 2 事業内容
(1) 虐待時の対応のための体制整備
(2) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施
(3) 専門性の強化
(4) 連携協力体制の整備
(5) 普及啓発
- 3 留意事項
市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。

(別記7)

障害者虐待防止対策支援事業

- 1 目的
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。
- 2 事業内容
(1) 虐待時の対応のための体制整備
(2) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施
(3) 専門性の強化
(4) 連携協力体制の整備
(5) 普及啓発
- 3 留意事項
都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。

廃止通知一覧

1. 平成15年5月30日障発第0530006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者地域生活推進特別モデル事業の実施について」
2. 平成16年12月24日障発第1224004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者自立支援・社会参加総合推進事業の実施について」
3. 平成12年3月31日障第267号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」
4. 平成12年3月31日障第268号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について」
5. 平成17年5月10日障発第0510001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害児タイムケア事業の実施について」
6. 平成15年11月25日障発第1125001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「訪問入浴サービス事業の実施について」
7. 平成3年10月7日社更第220号厚生省社会局長通知「身体障害者自立支援事業の実施について」
8. 平成17年4月1日障発第0401004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重度障害者在宅就労促進特別事業の実施について」
9. 昭和43年6月28日社更発第142号厚生省社会局長通知「身体障害者福祉法による更生訓練費の支給について」
10. 昭和48年5月7日社更発第74号厚生省社会局長通知「身体障害者更生援護施設入所者に対する就職支度金の支給について」
11. 昭和35年6月17日社発第384号厚生省社会局長通知「知的障害者職親委託制の運営について」
12. 平成3年9月19日児発第791号厚生省児童家庭局長通知「知的障害者生活支援事業の実施について」
13. 平成13年3月30日障発第134号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「高次脳機能障害支援普及事業の実施について」
14. 平成15年5月7日障第0507001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

長通知「精神障害者退院促進支援事業の実施について」

15. 平成17年12月5日障発第1205005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害程度区分認定調査員等研修等事業の実施について」
16. 平成13年11月7日障発第485号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「施設外授産の活用による就職促進事業の実施について」
17. 平成11年4月1日障企第29号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」
18. 平成17年7月8日障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援体制整備事業の実施について」
19. 平成23年3月30日障発0330第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「巡回支援専門員整備事業の実施について」